

令和3年度以降において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級への格付基準

第1 等級への格付の基準は次のとおりとする。

契約の種類	等級	数 値
1 物品の販売 2 物品の賃貸 3 物品の買受け 4 印刷の請負	A	第2に定めるところにより付与された数値の合計点数が70点以上の者
5 電子計算に関する業務 6 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務	B	第2に定めるところにより付与された数値の合計点数が50点以上70点未満の者
7 建築物の管理に関する業務	C	第2に定めるところにより付与された数値の合計点数が50点未満の者

第2 等級の格付を定める「数値」は、次の表の「契約の種類」の欄に掲げる契約の種類ごとに、同表の「付与数値」の欄に掲げるとおりとする。

契約の種類	付 与 数 値
1 物品の販売 2 物品の賃貸	別表第1に定める売上額、自己資本の額、流動比率、経営資本回転率、従業員の数、従業員1人当たりの売上額、営業期間、障害者雇用状況、環境配慮状況の各項目に対応する数値の合計点数とする。
3 物品の買受け	別表第2に定める売上額、自己資本の額、流動比率、経営資本回転率、従業員の数、従業員1人当たりの売上額、営業期間、障害者雇用状況、環境配慮状況の各項目に対応する数値の合計点数とする。
4 印刷の請負	別表第3に定める売上額、自己資本の額、機械装置の額、流動比率、経営資本回転率、従業員の数、従業員1人当たりの売上額、営業期間、ISO9001の認証取得状況、障害者雇用状況、環境配慮状況の各項目に対応する数値の合計点数とする。
5 電子計算に関する業務 6 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務	別表第4に定める売上額、自己資本の額、流動比率、経営資本回転率、従業員の数、従業員1人当たりの売上額、営業期間、ISO9001の認証取得状況、障害者雇用状況、環境配慮状況の各項目に対応する数値の合計点数とする。
7 建築物の管理に関する業務	別表第5に定める売上額、自己資本の額、流動比率、経営資本回転率、従業員の数、営業期間、ISO9001の認証取得状況、障害者雇用状況、環境配慮状況の各項目に対応する数値の合計点数とする。

附 則

- この基準は、令和2年8月4日から施行する。
- 「平成31年度以降において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級への格付基準」（平成30年8月3日施行）は、令和3年3月31日限り廃止する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年7月19日から施行する。